

前橋市建設工事等における一抜け方式及び分割工事等の適用について

1 前橋市建設工事等における一抜け方式実施要領第6条における必要な事項を以下に定める。

2 一抜け方式の適用範囲

一抜け方式は「前橋市建設工事等における一抜け方式実施要領」第3条に該当し、かつ、下記に該当するものについて適用できるものとする。

| | |
|--|--|
| <p>履行期間が重複するため、同一業者が同時に履行することで現場の安全管理、目的物の出来形及び品質への影響が懸念される工事等</p> | <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の施設改修工事 ・地区ごとに分割した道水路維持整備事業、上下水道整備事業等の工事（●●地区 配水管布設替工事、鉄蓋交換工事 等） ・市内をいくつかのエリアに分割した施設点検等の業務委託（橋梁点検業務、ため池耐震設計業務等） ・公園緑地樹木管理業務委託、街路樹剪定業務（市内一円案件） <p>【㊤地区とは本庁管内、上川淵、下川淵、芳賀、桂萱、東、元総社、総社、南橋、清里、永明、城南、大胡、宮城、粕川、富士見の16地区とする。】</p> |
|--|--|

なお、一抜け方式を適用する案件については、条件設定参考資料へ一抜け方式の対象となる相手方の案件の名称を記載すること。

3 分割工事・業務の適用範囲

分割工事・業務（以下、分割工事等）とは、同一の種類工事等について、履行期間の短縮、施工管理の適正化や受注機会の確保を目的に、本来一括で発注可能な工事等を分割するものであり、下記の適用範囲に該当する工事等において、同一の者が受注することを制限することができるものとする。

| | |
|------------------------------------|--|
| <p>(1) 履行期間の短縮等を目的として分割発注する工事等</p> | <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渇水期に施工が限定される河川、水路等の工事 ・供用開始等が限定され早期解放が必要となる工事 ・公共施設の運営上、履行期間が限定される工事 ・市内一円の除草業務委託 |
| <p>(2) 受注機会の確保を目的として分割発注する工事等</p> | <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一路線を分割 ・同一建築物又は同一敷地内において分割 |

なお、分割工事等として取り扱う案件については、条件設定参考資料へ対象案件に関する下記情報を記載することとし、それぞれの公告においても同様の情報を掲載するものとする。

- 1) 件名※1
- 2) 履行期間※2
- 3) 金額※3

※1 同一日公告でない場合、先発工事の公告に記載する後発工事の名称には（発注予定）と付けるものとする。

例) ○○○○○工事（発注予定）

※2 同一日公告でない場合、先発工事の公告に記載する後発工事の履行期間は予定履行期間とする。

例) 令和○年○月～令和○年○月

※3 同一日公告の場合に公告に記載する金額は予定価格とする。

同一日公告でない場合は、先発工事の公告に記載する後発工事の金額は概算金額とし、後発工事の公告に記載する先発工事の金額は予定価格とする。